

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一

証拠意見書に対する反論書

2009年3月18日

宇都宮地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 木 一



同 同 若 狭 昌



同 同 須 藤



被告提出の平成21年3月12日付け証拠意見書に対し、下記のとおり反論するとともに、原告らが申出にかかる証人及び原告本人の尋問の必要について補充する。

記

第1 証拠意見書に対する反論

1 被告主張の要旨

被告は、上記意見書において、次の2つを理由に、不必要・不適切である、とする。

- ① 県が行ってきた一連の行為(判断)についての事実については、争いが

なく、争われているのはこれらについての法的評価であること。

- ② 原告らが行う尋問は主観的認識あるいは治水、利水行政についての認識を質すものであり、経験的事実についての記憶を質すという証拠調べの趣旨・目的を逸脱していること。

2 被告主張に対する反論

(1) 上記①について

県が行った判断の結果がどのようなものであったかの概要については争いがないものの、肝心のそのような判断に至った経過、すなわち、どのような資料及び基準を前提に判断したのか、また、その際、当該事業が栃木県にどのような便益をもたらすのか、損失をもたらすことはないのか、負担金の額は妥当であるのか、栃木県の財政上も許容できるものなのか、負担金は拒否できるものかどうか等についてどのような検討を行ったのかは、全く明らかにされていない。

たとえば、八ッ場ダム建設事業について河川法63条に基づく治水負担金について、足利市、佐野市、藤岡市の各一部が治水上の利益を受けることから、建設大臣が負担を求めてきたと主張し（被告第3準備書面9頁）、また、これらが「氾濫想定区域に含まれることから、八ッ場ダムの建設により県が著しく利益を受けるとの大臣の判断は是認すべきである」と判断した（被告第4準備書面4頁）とするものの、被告は、どのような資料及び基準を前提に判断したのか、また、その際、八ッ場ダム建設事業が栃木県にどのような便益をもたらすのか、当該負担金の額は妥当であるのか、栃木県の財政上も許容できるものなのか、当該負担金は拒否できるものかどうか等についてどのような検討を行ったのかは、全く答えていない。そればかりか、原告らが準備書面5の82頁で被告らがいう「氾濫想定区域」について、釈明を求めるも、被告は未だに答えていない。

以上のとおり、被告が負担金を支出した理由は、「八ッ場ダムの建設により県が著しく利益を受けるとの大臣の判断は是認すべきである」との判断に基づくものであるところ、この被告の判断が適切であったかどうかは、

被告の当該財務会計行為の違法性を判断するためには不可欠であり、その被告の判断が適切であったかどうかを判断するためには、被告は、どのような資料及び基準を前提に判断したのか、また、その際、当該事業が栃木県にどのような便益をもたらすのか、損失をもたらすことはないのか、当該負担金の額は妥当であるのか、栃木県の財政上も許容できるものなのか、当該負担金は拒否できるものかどうか等についてどのような検討を行ったのかの確認は、是非とも必要となるのである。

同様のことは、思川開発事業の利水負担金についても、また程度こそ異なるものの、思川開発事業及び湯西川ダム建設事業の治水負担金についても当てはまることである。

よって、事実関係については争いがなく、争われているのは単なる法的評価であるとの被告の主張は正しくない。

(2) 上記②について

上記(1)でも述べたとおり、原告らが、福田元知事及び現在の行政担当者に問おうとしているのは、各負担金の支出について、どのような資料及び基準を前提に判断したのか、また、その際、当該事業が栃木県にどのような便益をもたらすのか、損失をもたらすことはないのか、当該負担金の額は妥当であるのか、栃木県の財政上も許容できるものなのか、拒否できるものかどうか等についてどのような検討を行ったのかとその前提となる事実である。これは、2009年1月16日付けの証拠申出書からも明らかである。

ところで、本件で原告らが支出差止を求めているダム建設事業に関わる負担金のうち、八ッ場ダムに関わる負担金については、前橋地裁、水戸地裁、さいたま地裁、千葉地裁及び東京地裁でも訴訟が係属しており、そのうちさいたま地裁以外では、証拠調べはほぼ終了しているが、以下のとおり、いずれの地裁においても、都または県の治水あるいは利水に関わる証人の証拠調べが行われている。

前橋地裁～中野三智男証人（利水）、被告側で陳述書を用意し、原告側で主尋問を行った。

水戸地裁～早乙女秀男（治水）、根本雅博（利水）、仙波操（利水）、い

ずれの証人についても、陳述書は用意されず、原告側で主尋問を行った。

千葉地裁～高澤秀昭（治水）、松丸忠幸（利水）、平野誠一（利水）、高橋豊（利水）、いずれの証人についても、被告側で陳述書を用意し、原告側で主尋問を行った。

東京地裁～牧田嘉人（利水）、被告側で陳述書を作成し被告側が主尋問を行った。

また、湯西川ダム建設事業の利水負担金の公金支出差止め等を求めた宇都宮市を被告とする住民訴訟（御庁平成16年（行ウ）第15号事件）においても、宇都宮市上下水道局の担当者の証人尋問が行われている（陳述書は被告側で用意し、原告側が主尋問）。

以上のとおりであるから、原告らの証拠申出は、本件の審理のために是非とも必要なことであり、証拠調べの趣旨・目的を逸脱しているという批判は当たらない。

第2 証人及び原告本人尋問の必要性についての補充

1 福田昭夫氏の証人尋問の必要性

福田昭夫氏の証人尋問の必要性は、2009年1月30日付け証拠申出書中の立証の趣旨及び尋問事項書記載のとおりである。

これを敷衍するならば、尋問事項書2項については、前記第1で述べたとおり、被告は、足利市、佐野市、藤岡市の各一部が治水上の利益を受けることから、建設大臣が負担を求めてきたのに対し、これらが「氾濫想定区域に含まれることから、八ッ場ダムの建設により県が著しく利益を受けるとの大臣の判断は是認すべきである」と判断したとするが、どのような資料及び基準を前提に判断したのか、また、その際、八ッ場ダム建設事業が栃木県にどのような便益をもたらすのか、損失をもたらすことはないのか、当該負担金の額は妥当であるのか、栃木県の財政上も許容できるものなのか、当該負担金は拒否できるものかどうか等についてどのような検討を行ったのか、という過去の事実については不明であり、被告の判断が適切であったとはいえない。

そこで、以上の点を明らかにするとともに、被告の判断が適切であったといえないことを立証するため、同証人に対する尋問を行う必要がある。

以上は、尋問事項書3項の思川開発事業の治水負担金、同6項の湯西川ダムの治水負担金及び同4項の思川開発事業の利水負担金についても同様である。なお、思川開発事業の利水負担金については、栃木県が積極的に利水者として参画することによって負担するものであるから、当然のことながら、利水者として参画するに当たっての水需要の調査をどのように行い、その結果をどのように評価したのかについても聞く必要がある。

2 嶋津暉之氏の証人尋問の必要性

嶋津暉之氏の証人尋問の必要性は、2009年1月30日付け証拠申出書中の立証の趣旨及び尋問事項書記載のとおりである。

なお、尋問事項書2項の「八斗島地点の基本高水流量2万2000m³/秒という設定は正しいか。」については、大熊孝氏の意見書(甲B第81号証)及び証人尋問調書(甲B第94号証)並びに関連証拠で立証十分なので、この点に関する尋問については行わないこととする。したがって、八ッ場ダムの治水関係で嶋津証人に質問する事項は、原告ら準備書面5で主張した事項のうち、上記を除外した、①利根川上流ダム群の新規建設は不可能であること(同準備書面21頁)、利根川の治水は河道整備で対応可能であること(同準備書面27頁)、八ッ場ダムの治水効果はゼロであること(同準備書面60頁)等についてである。

尋問事項書3項は原告ら準備書面13で主張したこと、同4項は原告ら準備書面11で主張したこと、同5項は原告ら準備書面12で主張したことを立証するためのものであり、これらの点についての証人(鑑定証人)として、嶋津暉之氏以外にふさわしい証人はいない。

なお、尋問事項書6項については、原告本人高橋比呂志が思川開発事業に対する栃木県の参画水量から取水を得ようとする栃木県内の市町の水余り状況を立証する予定であるのに対して、嶋津証人はこれら3つの事業に対し利水者として参画する予定の他の自治体の水余り状況を立証する予定である点で、立証対象が異なる。

以上のとおりであるから、嶋津証人については、尋問事項書記載の事項のうち、上記で撤回した事項を除く事項について、尋問を行う必要がある。

3 高橋正英氏の証人尋問の必要性

同証人についても、尋問の必要性は、2009年1月30日付け証拠申出書中の立証の趣旨及び尋問事項書記載のとおりである。

なお、同証人については、福田昭夫証人の尋問事項4項と重なるが、福田昭夫証人が最終決裁者として立場で答えるのに対し、同証人の場合は、具体的に担当する課の責任者として、詳細な事項についても答え得る点が異なっている。

よって、同証人についても、証人尋問を行う必要がある。

4 久保章氏の証人尋問の必要性

同証人についても、尋問の必要性は、2009年1月30日付け証拠申出書中の立証の趣旨及び尋問事項書記載のとおりである。

なお、同証人については、福田昭夫証人の尋問事項2項、3項及び6項と重なるが、福田昭夫証人が最終決裁者として立場で答えるのに対し、同証人の場合は、具体的に担当する課の責任者として、詳細な事項についても答え得る点が異なっている。

よって、同証人についても、証人尋問を行う必要がある。

5 花輪伸一氏の証人尋問の必要性

同証人についても、尋問の必要性は、2009年1月30日付け証拠申出書中の立証の趣旨及び尋問事項書記載のとおりである。

同証人に対する尋問事項は、原告ら準備書面14及び15で主張したことを立証するためのものであり、これらの点についての証人（鑑定証人）として、同証人以外にふさわしい証人はいない。

なお、同証人については、原告本人高松健比古氏の尋問事項と重なるので、同人の証人尋問がなされるのであれば、原告本人高松健比古氏の尋問については撤回する用意がある。

よって、同証人についても、証人尋問を行う必要がある。

6 原告本人尋問の必要性

4名の原告本人のうち、廣田義一氏、同高橋比呂志氏及び同伊藤武晴氏の3名については、2009年1月30日付け証拠申出書中の立証の趣旨及び尋問事項書記載にあるとおり、自らが経験した事項を証言するものであり、これらは治水及び利水の観点から思川開発事業が必要ないこと、あるいは八ッ場ダムによって栃木県は治水上利益を受けないこと（伊藤武晴尋問事項2項及び3項）を立証するために必要である。

なお、高松健比古氏については、原告ら準備書面14及び15で主張したことを立証するためのものである。

よって、これら4名の原告本人についても、尋問を行う必要がある。

なお、高松健比古氏については、前記5のとおり花輪証人の尋問が実施された場合には、撤回する予定である。